

概要版

第2次国分寺市男女平等推進行動計画

第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画
国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

平成29年3月

国分寺市

計画策定の趣旨

計画の目的

本計画は、「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき、男女平等社会の実現に向けて、国分寺市において男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

計画の位置づけ

- (1) 「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき策定する計画です。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (3) 本計画の課題1及び2を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置付けます。
- (4) 本計画の課題6を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置付けます。

計画の性格

- (1) この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。
- (2) 「国分寺市総合ビジョン」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定する計画です。
- (3) この計画は、「国分寺市男女平等推進委員会」の意見を尊重するとともに、「国分寺市男女平等推進行動計画」の推進状況や課題を整理し、平成27年度に実施した「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査」の結果、ワークショップ、パブリック・コメント制度等による市民参加のもとに策定したものです。
- (4) この計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。

計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成36年度までの8年間とし、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

計画の推進

(1) 推進体制

○ 国分寺市男女平等推進委員会

男女平等推進施策に関わる重要事項や行動計画の進捗よく状況について、専門的又は市民の見地から調査審議し、市長に答申します。推進委員会からの答申をふまえて、男女平等推進施策を展開します。

○ 国分寺市男女平等推進協議会

全庁にわたる横断的な推進体制として、男女平等推進施策の推進と調整を行います。

(2) 市民、事業者等との連携と協働

男女平等社会の実現に向けて施策を推進するにあたっては、市民や事業者等との連携や協働が欠かせません。市・市民・事業者等がさまざまな分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことを目指します。

(3) 国や東京都、関係機関との連携

国の法整備や、東京都が広域的に実施すべき事項等については、国や東京都に積極的に働きかけを行うとともに、必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

(4) 行動計画の効果的な進行管理

○ 年次報告書の作成・公表

年度ごとに推進状況を確認し、「国分寺市男女平等推進条例」第10条に基づき推進委員会からの意見を聴取し、年次報告書を作成し、公表します。推進状況の評価は、計画の見直しや施策の次年度以降の取組に反映します。

○ 成果目標の設定

具体的に進行管理を行うために、成果目標を設定し、その達成に向けて事業・施策を推進していきます。

配慮すること

性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、計画推進全般にわたって人権尊重の観点から配慮をします。

計画の基本理念

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念をこの計画の基本理念とします。

- (1) 性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。
- (2) 性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- (3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。
- (4) 性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

計画の目標

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念に沿って施策を推進するにあたり、目指す国分寺像として計画の目標を次のとおり定めます。

男女の人権を尊重し だれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち

※「男女の人権」……ひとくくりに「人権」の問題について取り扱うのではなく、「男らしさ」「女らしさ」といった社会通念や慣習から生じる人権の問題、性別に起因する人権の問題という観点に着目し、その観点から問題を強調するために、「男女の」としています。

計画の体系

課題	施策
課題1 男性中心型労働慣行の見直し 女性活躍推進計画	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進 (2) 男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり (3) 就労における男女平等の推進
課題2 女性の活躍の場の拡大 女性活躍推進計画	(1) 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画推進 (2) 女性の就業支援 (3) 子育て・介護への支援 (4) 地域における男女共同参画 (5) 生活の安定と自立の促進 (6) 生涯にわたる健康支援
課題3 男女平等意識の醸成	(1) 様々な分野における男女平等の意識づくり (2) ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消 (3) 男女平等事例の見える化 (4) たがいの性を理解し尊重する意識の醸成
課題4 男女平等教育の充実	(1) 学校における人権・男女平等教育の充実
課題5 男女平等に関する広報・啓発活動	(1) 「男女平等推進センター」の活用促進 (2) 男女の人権に配慮した表現の推進
課題6 性別に起因する暴力や 人権侵害の根絶 第2次DV防止基本計画	(1) 相談業務の充実と関係機関との連携強化 (2) DV予防のための取組推進 (3) 被害者の安全確保と自立支援 (4) 人権侵害を予防するための支援 (5) 性犯罪被害者の支援

※課題1と課題2は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」にあたるもので、「国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画(女性活躍推進計画)」とします。

※課題6は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」にあたるもので、「第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画(第2次DV防止基本計画)」とします。

計画の課題

課題1 男性中心型労働慣行の見直し

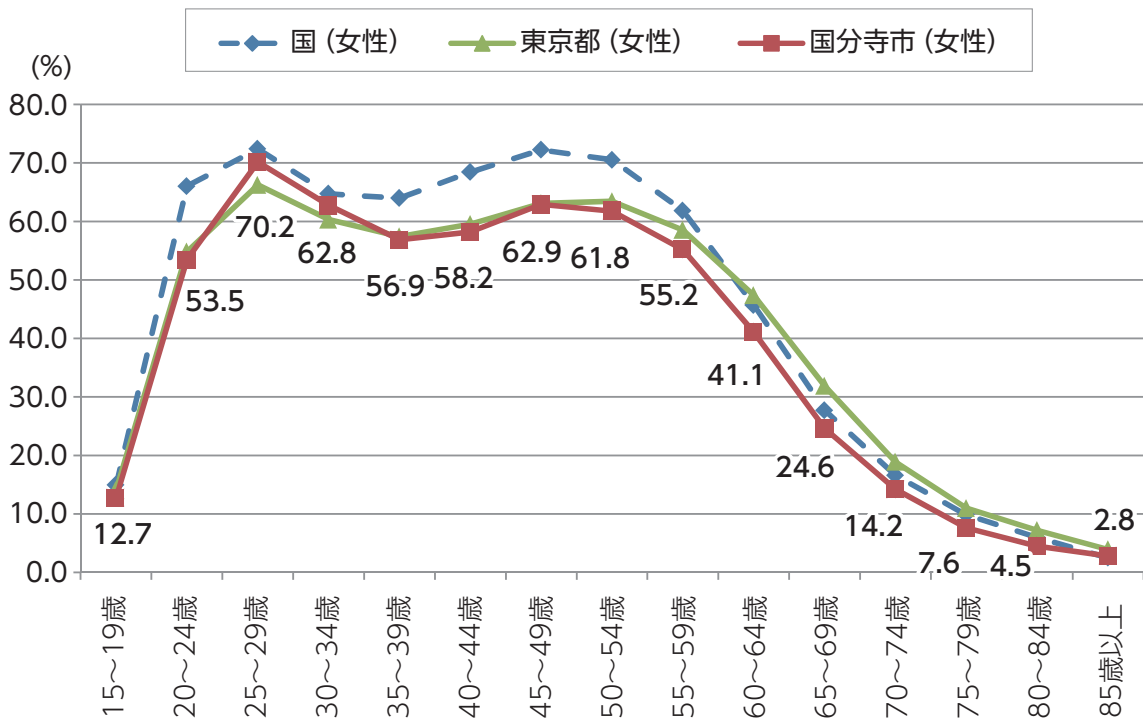
女性活躍推進計画

男女が共に仕事と生活を両立しながら、その個性と能力を発揮して活躍するためには、長時間労働の削減等、男性中心型労働慣行を見直すことにより、男女が互いに責任を分かち合いながら仕事にも家事・育児・介護等にも携わり、地域活動や自己啓発などあらゆる場で活躍できる社会を目指す必要があります。

施策

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり
- (3) 就労における男女平等の推進

● 女性の年齢5歳階級別労働力率 ●



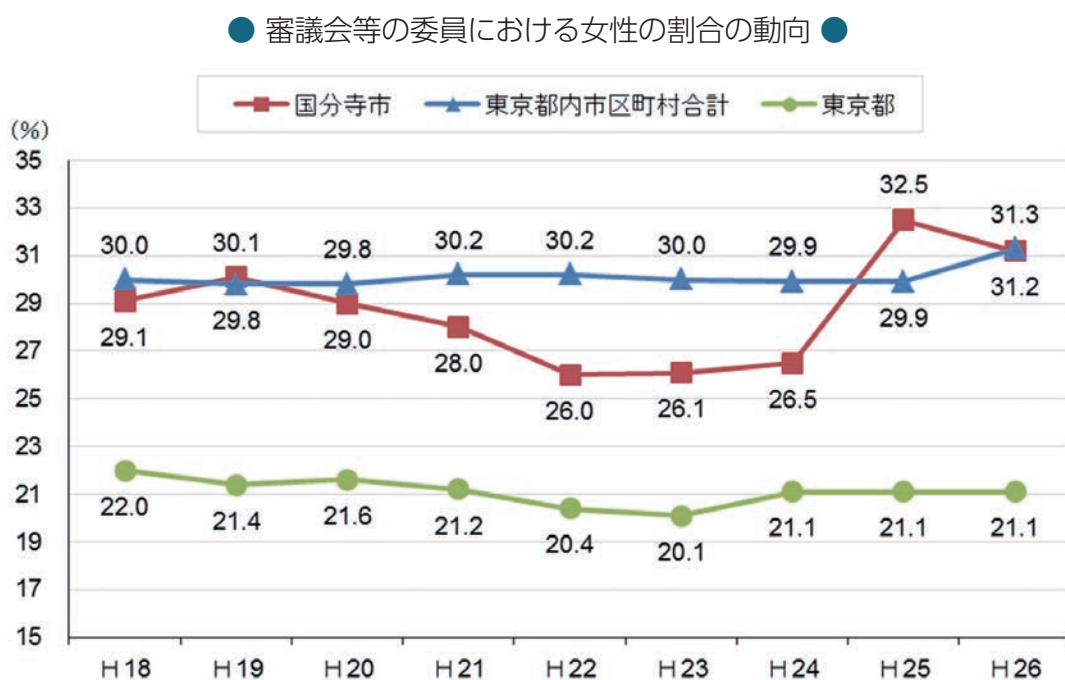
出典：平成22年国勢調査
※表示している数値は国分寺市(女性)

女性の職業生活における活躍を推進するためには、就業支援、育児・介護休業・休暇への理解促進のほか、家庭における子育て・介護等の負担を軽減する支援などを進める必要があります。また、組織の政策や方針を決定する場でより多くの女性が重要な役割を担うことにより、多様な価値を反映し、男性も女性も活動しやすい場を作ることができるよう、後押ししていくことも必要です。

働く場や政策・方針決定過程への女性の参画推進のための啓発・情報提供・女性の管理職や委員への登用促進のほか、就業支援、子育て・介護等への支援を充実します。また、すべての人が安心して生活し、様々な場面でいきいきと活動することができるよう、生活の安定・自立促進、健康支援に取り組みます。

施策

- (1) 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画推進
- (2) 女性の就業支援
- (3) 子育て・介護への支援
- (4) 地域における男女共同参画
- (5) 生活の安定と自立の促進
- (6) 生涯にわたる健康支援



出典：東京都生活文化局「区市町村の男女平等参画推進状況」

課題 3 男女平等意識の醸成

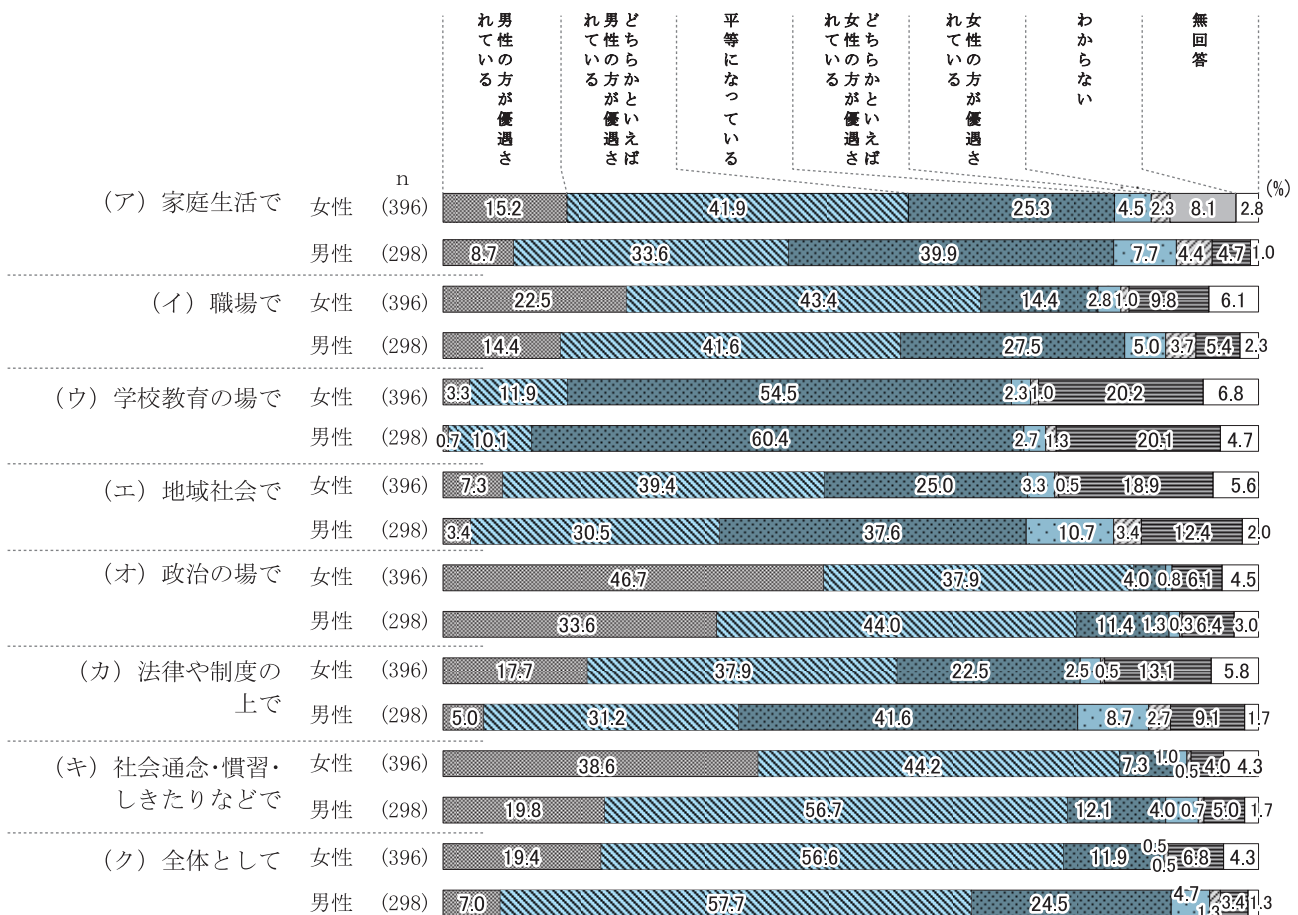
男女が共に活躍すること、性別に起因する暴力や人権侵害をなくすこと、どちらの実現にも、人々の意識の根底にある固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等意識を醸成することが重要です。

様々な機会を捉えて男女平等の意識づくりを推進するとともに、男女平等の実現に向けた現状を具体的に「見える」ようにして公表し、市、市民、事業者等すべてにおいて自主的な行動が波及していくよう取組を推進します。

施策

- (1) 様々な分野における男女平等の意識づくり
- (2) ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消
- (3) 男女平等事例の見える化
- (4) たがいの性を理解し尊重する意識の醸成

● 男女の地位の平等感 ●



出典：国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査（平成 27 年度）

課題 4 男女平等教育の充実

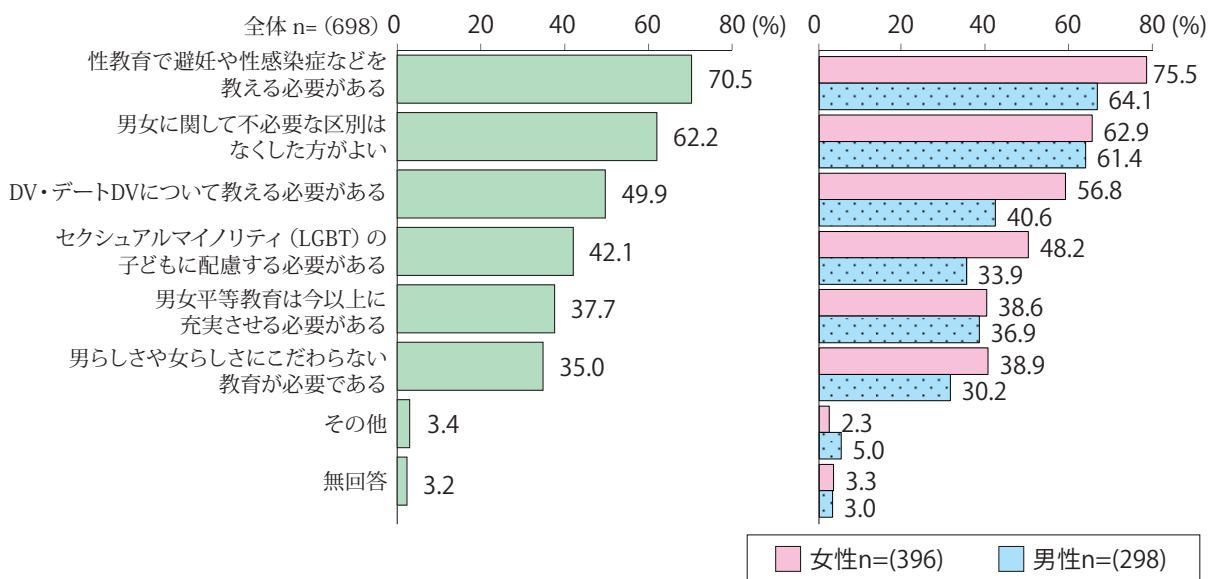
個人の考え方や意識の形成には家庭等の環境や受ける教育が大きく関わっており、特に人格形成期の子どもたちへの教育は、男女平等に関する意識に大きな影響を及ぼすことから、重要な役割を担っています。

教育に携わる者が男女平等の理念を理解し、一人一人が自立と思いやりの意識を育むことができるよう人権に関する教育を充実するとともに、性別による差別的な扱いを受けず、個人の意思や能力、適性により主体的に進路を選択することができるよう男女平等の視点を踏まえた教育・学習を推進します。

施策

(1) 学校における人権・男女平等教育の充実

● 義務教育での男女平等教育について ●



出典：国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査（平成 27 年度）

課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

男女平等社会の実現には、市民のジェンダーによる固定的な役割分担意識や性差別的な価値観を見直すことが重要な課題となります。

講座・講演会などの学習機会の提供や広報・情報誌などを通じた情報発信など広報・啓発活動をより多くの市民に届くよう効果的な手法で進めます。また、男女平等に関する学習や交流の機会、活動の場の提供を目的に設置している男女平等推進センターを活用し、様々な機関や団体等と連携して男女平等に関する広報・啓発活動を推進します。

施策

- (1) 「男女平等推進センター」の活用促進
- (2) 男女の人権に配慮した表現の推進

● 男女平等推進センター概要 ●

● 情報誌「ライツこくぶんじ」 ●

国分寺市立男女平等推進センター ライツこくぶんじ

ご利用案内

ひかりプラザ2階
案内図

生活実習室
湯沸室
男 WC
女 WC
倉庫
WC
204号室

ロビー
階段
EV
203号室

事務室
(図書資料室)
201号室
相談室
階段
談話室
202号室

国分寺市立男女平等推進センターは、ひかりプラザ2階の事務室(図書資料室)・相談室・談話室・201号室・202号室・生活実習室です。
(※201号室・202号室・生活実習室は貸出ししています。)

ライツこくぶんじ(男女平等推進センター)は、国分寺市男女平等推進条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を実施し、市民及び事業者等による男女平等社会の実現に向けた取り組みを支援するため、市民の学習や活動の場として設置されています。

※「ライツこくぶんじ」は男女平等推進センターの愛称です。

平成28年度版

モラハラってなに？

- モラハラってなに？ 2～3
- あなたは「バカ」にされていい存在じゃない 4～5
- 「ママインターン事業」参加者、その後 5
- 国連で審議、知っていますか？〈女子差別撤廃条約〉 5
- ハラスメントの始まり 5
- あしあと 山本なほ江さん 6
- ライブラリーニュース 7
- ライツこくぶんじからのお知らせ 8
- 男性の地域参画促進講座「男の料理入門 地域とつながる大人の家庭科クラブ」 8
- 編集後記 8

《所在地》
〒185-0034 国分寺市光町1-46-8
ひかりプラザ2階(JR 国立駅北口から徒歩8分程度)
国分寺市 市民生活部 文化と人権課
(国分寺市立男女平等推進センター)
Tel : 042 - 573 - 4378 Fax : 042 - 573 - 4388

※「ライツこくぶんじ」は、男女平等推進センターの愛称です。

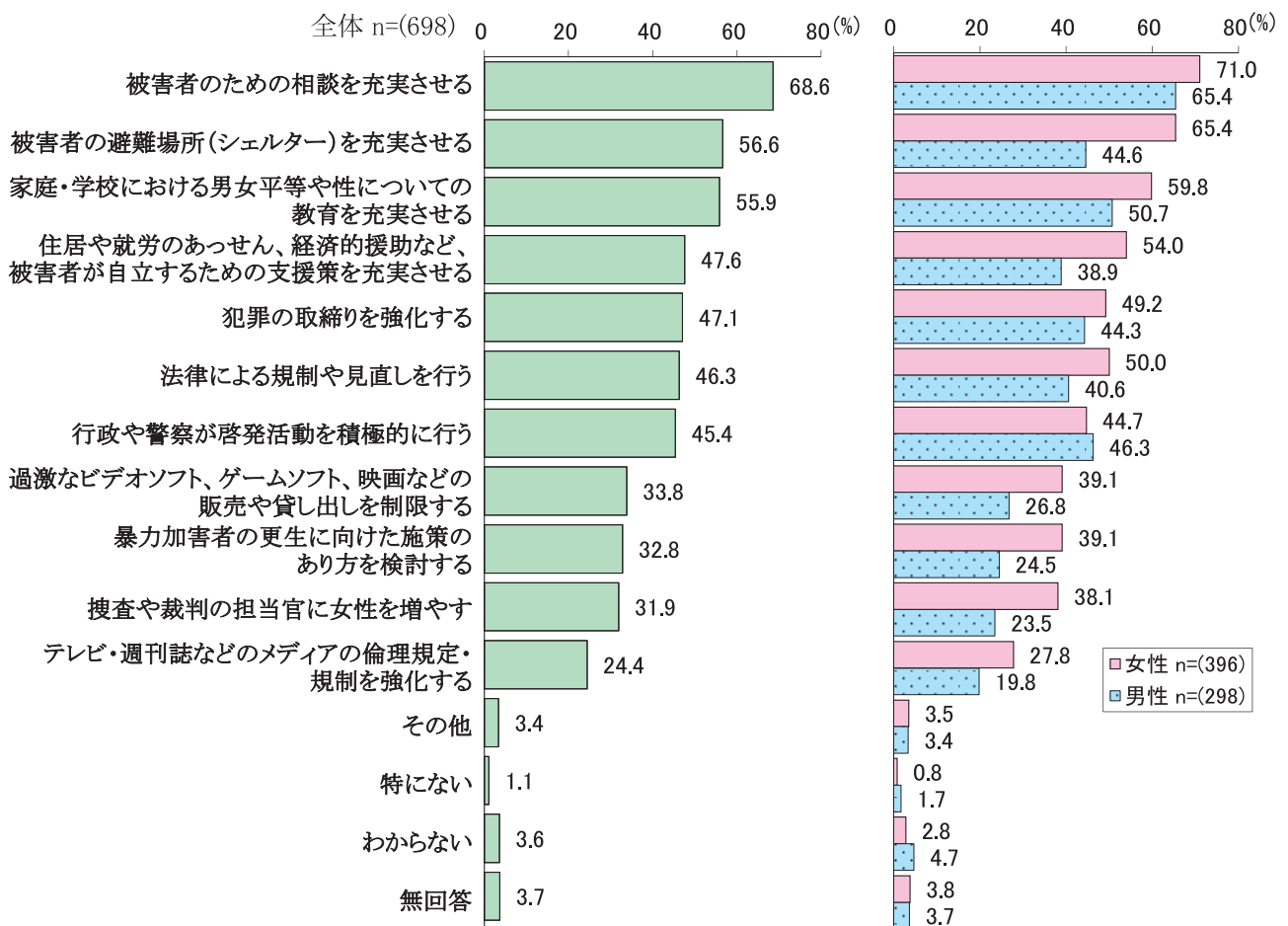
心身に対する暴力によって他人を支配しようとする行為は、個人が尊重され、能力を發揮して生きることができるという基本的な権利を侵害することになります。

ドメスティック・バイオレンスや人権侵害行為等の暴力防止に関する啓発活動を強化するとともに、関係機関と連携した相談の充実、被害者に対する支援を継続的に推進します。

施策

- (1) 相談業務の充実と関係機関との連携強化
- (2) DV 予防のための取組推進
- (3) 被害者の安全確保と自立支援
- (4) 人権侵害を予防するための支援
- (5) 性犯罪被害者の支援

● 配偶者等からの暴力の防止や被害者の支援のために必要な対策 ●



出典：国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査（平成 27 年度）

成果目標

課題	項目(データ出典)	現状	成果目標		[参考] 国目標 (期限)
			中間 (期限)	最終 (期限)	
1	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度(男女平等に関する市民意識・実態調査)	57.4% (平成27年度)	70% (平成32年度)	80% (平成36年度)	—
	庁内の男性職員の育児休業取得率(国分寺市特定事業主行動計画)	8% (平成27年度)	15% (平成29年度末)	20% (平成36年度)	13% (平成32年)
	庁内の超過勤務の縮減(国分寺市特定事業主行動計画)	一人あたり月 8.3時間 (平成27年度)	一人あたり月 6.4時間 (平成29年度末)	特定事業主 行動計画の 目標値	—
	週労働時間60時間以上の雇用者の割合(男女平等に関する市民意識・実態調査)	9.9% (平成27年度)	5% (平成32年度)	5%以下 (平成36年度)	5% (平成32年)
2	審議会等委員に占める女性の割合(文化と人権課)	32% (平成27年度)	40%以上 (平成32年度)	40%以上 (平成36年度)	30%以上 (平成32年)
	庁内の女性職員の登用(国分寺市特定事業主行動計画)				
	管理職(課長以上)に占める女性の割合	10.1% (平成27年度)	15%以上 (平成29年度)	20% (平成36年度)	20% (平成32年度末)
	係長職に占める女性の割合	28.2% (平成27年度)	30%以上 (平成29年度)	35% (平成36年度)	35% (平成32年度末)
	防災会議の委員に占める女性の割合(防災安全課)	9.1% (平成27年度)	30% (平成32年度)	30%以上 (平成36年度)	30% (平成32年)
保育所待機児童数(子ども若者計画課)	88人 (平成27年度)	解消 (平成32年度)	解消 (平成36年度)	解消 (平成29年度末)	
3	「ジェンダー」という言葉の認知度(男女平等に関する市民意識・実態調査)	59.3% (平成27年度)	70% (平成32年度)	80% (平成36年度)	—
5	「男女平等推進センター」の認知度(男女平等に関する市民意識・実態調査)	22.8% (平成27年度)	40% (平成32年度)	60% (平成36年度)	—
6	夫婦間における「平手で打つ」「足でける」を暴力として「どんなことがあっても許されない」と認識する人の割合(男女平等に関する市民意識・実態調査)	平手で打つ 男性73.5% 女性79.8% 足でける 男性93.6% 女性91.9% (平成27年度)	100% (平成32年度)	100% (平成36年度)	—
全体	「男女共同参画社会」という言葉の認知度(男女平等に関する市民意識・実態調査)	65.2% (平成27年度)	100% (平成32年度)	100% (平成36年度)	100% (平成32年)

概要版

第2次国分寺市男女平等推進行動計画

平成29年3月

国分寺市 市民生活部 文化と人権課
〒185-0034 東京都国分寺市光町一丁目46番地8
電話:042-573-4378